

青森県報

号外第三十六号

平成三十年
三月三十日
(金曜日)

目次

公安委員会

- 青森県警察職員の定員配置規則の一部を改正する規則……(警務課) ……一
- 青森県道路交通規則の一部を改正する規則……(交通企画課) ……一

公営企業

- 青森県病院局の組織等に関する規程の一部を改正する規程(病院局) ……三
- 青森県病院局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程(経営企画室) ……三
- 青森県病院局事業財務規程の一部を改正する規程……………(同) ……五
- 青森県病院局事業財務規程の一部を改正する規程……………(同) ……八

公安委員会

青森県警察職員の定員配置規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

青森県公安委員会委員長 高畑紀子

青森県公安委員会規則第三号

青森県警察職員の定員配置規則の一部を改正する規則

青森県警察職員の定員配置規則(昭和二十九年七月青森県公安委員会規則第五号)

の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表

青森県警察職員定員表

区分	警視	警部	警部補	巡查長	巡查	小計	一般職員	合計
本部、署名								
県警察本部	65	106	319	245	54	789	241	1,030
青森警察署	4	11	68	92	138	313	18	331
青森南警察署	1	4	8	5	12	30	3	33
青森外ヶ浜警察署	1	1	7	8	9	26	3	29
大間警察署	1	1	7	6	7	22	3	25
むつ警察署	2	6	15	23	31	77	9	86
野辺地警察署	1	5	11	7	17	41	4	45
弘前警察署	5	10	51	65	90	221	15	236
鱒ヶ沢警察署	1	5	6	13	11	36	4	40
つがる警察署	1	4	8	11	18	42	4	46
五所川原警察署	2	7	22	26	44	101	8	109
板柳警察署	1	1	6	6	9	23	3	26
黒石警察署	2	8	18	31	36	95	8	103
八戸警察署	4	10	58	80	116	268	26	294
三戸警察署	1	4	10	7	19	41	4	45
五戸警察署	1	1	6	11	8	27	3	30
十七和田警察署	2	6	15	21	36	80	6	86
七戸警察署	1	4	10	8	15	38	4	42
三沢警察署	2	6	17	19	34	78	10	88
合計	98	200	662	684	704	2,348	376	2,724

附則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

青森県道路交通規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

青森県公安委員会委員長 高畑紀子

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別記様式第十号の改正規定は平成三十年四月一日から施行する。

公 営 企 業

青森県病院局の組織等に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成三十年三月三十日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂 昭

青森県病院事業管理規程第一号

青森県病院局の組織等に関する規程の一部を改正する規程

青森県病院局の組織等に関する規程（平成十九年三月青森県病院事業管理規程第一号）の一部を次のように改正する。

第三条中「医事第一課」の下に「、情報管理課」を加える。

第四条第一号イからニまでを削り、同号中ホをイとし、へをロとし、同号トを削り、同号中チをハとする。

第四条第二号中ロをトとし、イの次に次のように加える。

ロ 組織及び職務権限に関すること。

ハ 職員の任免、給与、勤務時間その他の勤務条件、懲戒、研修及びその他の身分取扱いに関すること。

ニ 労働協約に関すること。

ホ 条例及び病院事業管理規程の管理に関すること。

ヘ 医療紛争に関すること。

第四条中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 情報管理課の分掌事務は、次のとおりとする。

イ 業務のIT化の推進に関すること。

ロ 電子カルテその他の医療情報システムの運用管理・改善、契約に関すること。

ハ がんの診療情報に係る管理及び医療機関等との連絡に関すること。

ニ その他の診療情報の管理に関すること。

第六条第一項中「、医療情報部」を削り、同条第二項中「腫瘍放射線科」の下に「、形成・再建外科」を加え、同条第九項中「神経血管内治療部」の下に「、血液浄化療法部」を加える。

第七条第一項中第十五号を第十六号とし、第十一号から第十四号までを一号ずつ繰り下げ、第十号の次に次の一号を加える。

十一 血液浄化療法部の分掌事務は、次のとおりとする。

イ 血液浄化療法に関すること。

第七条中第五項を削り、第六号を第五号とし、第七号から第九号までを一号ずつ繰り上げる。

第八条第一項中「及び看護部」を「、看護部及び医療安全管理室」に改め、同条第二項中「、医療連携室及び医療安全管理室」を「及び医療連携室」に改め、同条第四項中「神経内科」を「脳神経内科」に改める。

第九条第一項第四号を削る。

第九条に次の一項を加える。

3 医療安全管理室の分掌事務は、次のとおりとする。

一 医療に係る安全管理に関すること。

二 医療に係る安全の確保を目的とした改善方策に関すること。

三 感染管理に関すること。

第二十三条第一項中「及び中央病院医療情報部の次長（以下「医療情報部次長」という。）」を削る。

第三十一条の三の見出し中「医療連携部次長等」を「医療連携部次長」に改め、同条中「又は医療情報部次長」を削る。

別表第一中央病院の項中

医療の質総合管理センター	センター長、副センター長
がん診療センター	センター長、統括部長、科に部長、副部長及び技師長

を

医療安全管理室	室長、次長、医療安全推進官
医療連携部	部長、次長、地域医療連携企画官

に、

医療安全管理室	室長、次長
医療情報部	部長、次長
医療連携部	部長、次長

を

中央診療部門	部門長、部に部長及び次長、病理指導監、臨床検査・輸血指導監、薬剤指導監、統括臨床検査技師長、部長代行、副部長、技師長及び副技師長
救命救急センター	センター長、部に部長、災害医療管理監及び副部長

に、

中央診療部門	部門長、部に部長及び次長、病理指導監、臨床検査・輸血指導監、薬剤指導監、医療の質向上推進監、統括臨床検査技師長、部長代行、副部長、技師長及び副技師長
救命救急センター	センター長、部に部長及び副部長

を

がん診療センター	センター長、統括部長、科に部長、腫瘍放射線指導監、副部長及び技師長
医療の質総合管理センター	センター長、副センター長、医療の質向上統括調整監、医療の質向上推進監

に、

地域医療情報推進監	地域医療情報の連携の推進及び特に命ぜられた事務に従事する。
医療連携推進監	医療連携の推進及び特に命ぜられた事務に従事する。
医療の質向上統括調整監	医療の質の向上の推進及び総合的管理に関する事項を総括整理する。
部門長	当該部門の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
副センター長	当該センターのセンター長を補佐し、その事務を整理する。
センター長	当該センターの事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
医療管理監	県立病院における政策医療の推進及び特に命ぜられた事務に従事する。
職名	職務

別表第二を次のように改める。
別表第二(第十二条、第十六条関係)

看護部	部長、次長、看護師長、看護専門官
医療安全管理室	室長、次長

に改

看護部	部長、次長、看護師長、看護専門官
-----	------------------

を

医療管理監、医学物理指導監、地域医療情報推進監、医療連携推進監

に改

医療管理監、医学物理指導監、地域医療情報推進監

を

統括部長	医療業務の指導及び特に命ぜられた事務に従事する。
部長	当該科、部又はユニットの事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
副部長	当該科、部又はユニットの部長を補佐し、その事務を整理する。
部(看護部を除く)の次長	当該部の部長を補佐し、その事務を整理する。
部長代行	当該部の部長の事務を代行する。
技師長	当該科又は部の部長を補佐し、その事務を整理するとともに、所属の職員を指揮監督する。
副技師長	当該科又は部の技師長を補佐し、その事務を整理する。
室長	当該室の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
副室長	当該室の長の補助的業務に従事し、当該室の事務を整理する。
室の次長	当該室の室長を補佐し、その事務を整理する。
課長	当該課の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
副課長	当該課の長の補助的業務に従事し、当該課の事務を整理する。
災害医療管理監	災害医療の連携及び特に命ぜられた事務に従事する。
病理指導監	病理技術の指導及び特に命ぜられた事務に従事する。
臨床検査・輸血指導監	臨床検査及び輸血技術の指導並びに特に命ぜられた事務に従事する。
薬剤指導監	薬剤技術の指導及び特に命ぜられた事務に従事する。
医療の質向上推進監	医療の質の向上の推進及び特に命ぜられた事務に従事する。

統括臨床検査技師長	臨床検査技師が所属する科又は部の部長を補佐し、所属の職員を指揮監督する。
腫瘍放射線指導監	腫瘍放射線技術の指導及び特に命ぜられた事務に従事する。
地域医療連携企画官	地域医療の連携に関する企画立案及び調整の事務に従事する。
医療安全推進官	医療安全の推進に関する指導及び調整の事務に従事する。
看護部の次長	看護部の部長を補佐し、看護部の事務を整理するとともに、担当する看護班の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
看護指導監	看護技術の指導及び特に命ぜられた事務に従事する。
看護企画監	看護業務に関する企画立案及び調整並びに特に命ぜられた事務に従事する。
上席看護専門官	特定の看護分野において、特に熟練した看護技術を用いて、看護職に対する指導及び相談の事務に従事する。
看護専門官	特定の看護分野において、熟練した看護技術を用いて、看護職に対する指導及び相談の事務に従事する。
看護師長	看護部の当該班の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
副看護師長	当該班の看護師長を補佐し、その事務を整理する。
医学物理指導監	医学物理技術の指導及び特に命ぜられた事務に従事する。

別表第四運営部長の項の第二号イ中「及び医療情報部次長」を削り、同表庶務担当課長の項の第二号中「及び医療情報部」を削り、同表医療情報部次長の項を削る。

附 則

この規程は、平成三十年四月一日から施行する。

青森県病院局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成三十年三月三十日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂 昭

青森県病院事業管理規程第二号

青森県病院局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

青森県病院局職員の給与に関する規程（平成十九年三月青森県病院事業管理規程第十号）の一部を次のように改正する。

第二条中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 病院局医療職給料表四

第九条中「及び待機呼出手当」を「、待機呼出手当及び教務手当」に改める。

第十七条を第十八条とし、第十六条の次に次の一条を加える。

（教務手当）

第十七条 教務手当は、職員が管理者が指定する学校（教育基本法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいう。）において講師として授業等に従事したときに支給する。

2 教務手当の額は、勤務一回につき当該学校と協議して定める一回当たりの負担金の額とする。

第十九条を第二十一条とし、第十八条を第二十条とし、第十八条の次に次の一条を加える。

（管理職員特別勤務手当）

第十九条 管理職員特別勤務手当は、次に掲げる場合に支給する。

一 別表第五に掲げる職を占める職員が、次号に該当する場合を除き、臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は休日等（以下「週休日等」という。）に勤務したとき。

二 別表第五のイに掲げる職を占める職員が、救急患者又は入院患者の病状の急変等による当該患者の診療の必要により週休日等に勤務したとき。

三 別表第五に掲げる職を占める職員が、災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前五時までの間であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務したとき。

2 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（育児短時間勤務職員等にあつてはその額に算出率を乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）とする。ただし、勤務に従事した時間が六時間を超える場合等は、その額に百分の百五十を乗じて得た額とする。

一 前項第一号に掲げる場合 同号の勤務一回につき第五条第一項の規定による区分に応じ、それぞれ次に掲げる額

ア 二類 一万二千元

イ 三類 一万千元

ウ 四類 一万円

エ 五類 九千元

オ 六類 八千五百円

カ 七類 七千五百円

キ 九類 六千元

二 前項第二号に掲げる場合 同号の勤務一回につき第五条第一項の規定による区分に応じ、それぞれ次に掲げる額

ア 二類 一万四千四百円

イ 三類 一万三千二百円

ウ 四類 一万二千元

エ 五類 一万八百元

オ 六類 一万二千元

カ 七類 九千元

キ 九類 七千二百円

三 前項第三号に掲げる場合 同号の勤務一回につき第五条第一項の規定による区分に応じ、それぞれ次に掲げる額

ア 二類 六千元

イ 三類 五千五百円

ウ 四類 五千円

エ 五類 四千五百円

オ 六類 四千三百円

カ 七類 三千八百円

キ 九類 三千円

3 任期付職員の採用等に関する条例（平成十四年十二月青森県条例第八十八号。以下「任期付職員条例」という。）第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員の管理職員特別勤務手当の額は、前項の規定にかかわらず、勤務一回につき次に掲げる当該職員が受ける任期付職員条例第四条第一項の給料表の号給又は給料月額に応じ、それぞれ次に定める額とする。

一 六号給及び七号給並びに任期付職員条例第四条第三項の規定による給料月額
一万二千元

二 五号給 一万円

三 二号給から四号給まで 八千五百円

四 一号給 七千円

第二十条中「任期付職員の採用等に関する条例（平成十四年十二月青森県条例第十八号）」を「任期付職員条例」に改める。

別表第一病院局行政職給料表の項中「病院局医療職給料表(三)」の下に「、病院局医療職給料表(四)」を加え、病院局医療職給料表(三)の項の次に次のように加える。

病院局医療職給料表(四)	行政職給料表	病院に勤務し、臨床心理士、精神保健福祉士、社会福祉士等としての業務に従事する職員
--------------	--------	--

別表第二のオの表を同表のカの表とし、同表のエの表の次に次の一表を加える。
オ 病院局医療職給料表(四)級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
一級	技師の業務
二級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う技師の職務
三級	主査の職務
四級	主幹の職務
五級	総括主幹の職務
六級	高度の知識経験に基づき困難な業務を行う職務
七級	極めて高度の知識経験に基づき困難な業務を行う職務

別表第三のアの表を削り、同表のイの表を同表のアの表とし、同表のウの表を同表のイの表とし、同表の次に次の一表を加える。

ウ 病院局医療職給料表(四)初任給基準表

職種	学歴免許等	初任給
臨床心理士	大学卒	一級二五号給

精神保健福祉士
社会福祉士

別表第四のアの表を削り、同表のイの表を同表のアの表とし、同表のウの表を同表のイの表とし、同表の次に次の一表を加える。

ウ 病院局医療職給料表(四)在級期間表

職種	職務の級	
	二級	三級
臨床心理士	三	四
	四	四
精神保健福祉士	二	五
	二	六
社会福祉士	二	七
	三	七

別表第五の病院局医療職給料表(一)以外の給料表が適用される職員の中で

管理課長

を

管理課長

に、

情報管理課長

中央病院統括臨床検査技師長

を

中央病院統括臨床検査技師長

に改める。

中央病院腫瘍放射線指導監

別表第五の病院局医療職給料表(一)が適用される職員の中で

中央病院の副センター長及び統括部長並びに科、部及びユニットの長並びにこれらに準ずる者として病院事業管理者が特に認める者（区分五類の者を除く。）
つくしが丘病院の副院長、診療部長及び科の長

六類

を

中央病院総括副参事	七類
中央病院の副センター長及び統括部長並びに科、部及びユニットの長並びにこれらに準ずる者として病院事業管理者が特に認める者（区分五類の者を除く。） つくしが丘病院の副院長、診療部長及び科の長	六類

に改める。

附 則

この規程は、平成三十年四月一日から施行する。

青森県病院事業財務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成三十年三月三十日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂 昭

青森県病院事業管理規程第三号

青森県病院事業財務規程の一部を改正する規程

青森県病院事業財務規程（平成二十六年三月青森県病院事業管理規程第二号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「運営部長、経理課長、つくしが丘病院運営室長」を「経理課長」に、「薬剤部長」を「薬剤部副部长」に、「診療部長」を「診療科部長」に、「薬事担当部長」を「薬事担当」に改め、同条第三項中「運営部長、経理課長、つくしが丘病院運営室長」を「経理課長」に改め、同条第四項中「薬事担当部長」を「薬事担当」に改める。

第四条中「（経理課長及び庶務・管理課長である企業出納員を除く。）」を削る。

第五条を次のように改める。

附 則

この規程は、平成三十年四月一日から施行する。

（発行所・発行人）
青森市長島一丁目一番一号
青 森 県

（印刷所・販売人）
青森市第二問屋町三丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭